

京都府警察本部告示 第 12 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について
公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第1項の規定に基づき、次のと
おり告示する。

令和 8 年 2 月 10 日

京都府警察本部長

警視監 吉越 清人

- 1 聴聞の期日 令和 8 年 2 月 18 日
- 2 聴聞の場所 京都府舞鶴市字南田辺 9
京都府舞鶴警察署 講堂